

米国初期所得税の歴史的考察(2)

矢 内 一 好

目 次

- 1 研究の意義
- 2 セリグマンの履歴と研究
- 3 20世紀初頭の米国の財政経済学者
- 4 米国初期所得税の動向
- 5 国際税務の形成
- 6 『所得税法の研究』の分析（以上、商学論纂第64巻第1・2号）
- 7 国際連盟の活動と国際的二重課税の研究（以上本号）
- 8 連邦所得税論文集

7 国際連盟の活動と国際的二重課税の研究

(1) 新たな研究方法等による国際税務の再検討

欧米では、学者個人或いは委員会、団体等の活動記録、資料等を保存するアーカイブ（archive）があり、公表された資料以外の書簡等が保管されている。これまでの研究では、これらの第一次資料に基づくものは少なかったが、最近では、これらの資料を分析検討してこれまで以上に深く掘り下げた研究が行われるようになった。

例えば、次項で取り上げる「国際連盟により1923年に二重課税に関する報告書」が作成された4名の経済学者による理論研究の場合、これまでの研究では、「4名の経済学者」の氏名と所属のみの説明が従来型であり、この4名の委員について、その背景等の情報を付け加えることはなかった。

1920年代初頭は、欧州と米国間に民間航空機の運航はなく頻繁に会合を持つという状況ではなく、書簡により報告書の準備期間として設けられた約1年間における委員間の意見交換ということになる。書簡等の資料について、報告書作成委員であるセリグマンの場合、コロンビア大学に同教授のアーカイブがあり、同じく委員のスタンプに関しては、英国国立アーカイブ、そして、国際連盟アーカイブがある。いわゆる準備期間に、セリグマンとスタンプの間で取り交わした書簡が上記のアーカイブに残されており、これらの資料に基づいた研究が行われている¹⁾。

上記のセリグマンとスタンプ2教授の書簡等を分析して論文を作成した Sunita Jogarajan (Melbourne Law School 教授) の他に、Ajay K. Mehrotra (Northwestern Pritzker School of Law 教授)、Avi-Yonah, Reuven S. (University of Michigan Law School 教授)、租税の歴史に関する論文等を編纂した Studies in the History of Tax Law を編集した John Tiley (Cambridge 大学教授)、エール大学において米国の国際税務の初期に活躍し、国際連盟モデル租税条約にも貢献した Thomas Sewall Adams (以下「アダムス」という。)について、エール大学にあるアダムスのアーカイブ資料の研究をした後述する Michael Graetz (エール大学) 等の新たな研究論文等が公刊されたことで、一世代前の研究に対して、これまでとは異なる角度からの再検討が可能になったのである²⁾。

1) Jogarajan, Sunita, "Seligman and the Drafting of the 1923 Experts' Report on Double Taxation" World Tax Journal, Vol. 5 No. 3, 2013. この論文には、経済学者に依頼するまでの国際連盟における数回の会議の内容が詳述されている。この論文によると、最初にセリグマンに依頼することを決めて、国際連盟委員会で議論した英国とイタリア、そしてオランダの委員を選んだとしている (Ibid., p. 372)。

2) セリグマンは、国際税務について次の著書を上梓しているが、その刊行年は、国際連盟の報告書作成後の1928年である。Seligman, Edwin R.A., Double Taxation and International Fiscal Cooperation, New York: The Macmillan Co.

(2) 報告書を取り巻く国際税務等の状況

イ 報告書の概要

租税条約に係る理論的研究の始まりは、国際連盟の依頼により4名の経済学者が作成した報告書である。以下はその報告書に係る概要である。

依頼者	国際連盟財政委員会 (The Financial Committee of the League of Nations)
起案日	1921年9月
選定決定日	1922年3月
会議日	1923年3月14日～16日(ジュネーブで1名欠席で3名で会議を開催)
報告日	1923年4月5日
文書番号	E.F.S. 73. F. 19; April 5, 1923
報告書名称	Report on Double Taxation
委員①	Prof. Bruins (Commercial University, Rotterdam ロッテルダム商業大学教授) : 報告書作成時 (以下同じ) 40歳 (中立国)
委員②	Prof. Senator Einaudi (Turin University : チューリン大学教授) : 49歳 (戦勝国) : 分類所得税 (欠席 : 後日内容承認)
委員③	Prof. Seligman (Columbia University, New York : コロンビア大学教授) : 62歳 (戦勝国)
委員④	Sir Josiah Stamp, K.B.E. (London University : ロンドン大学教授) : 43歳 (戦勝国) : 1920年王室所得税委員会委員

1928.

このセリグマンの論稿について、キャロルが書評を書いている (Carroll, Mitchell B., "Double Taxation and International Fiscal Coöperation. By Prof. Edwin R.A. Seligman" New York: The Macmillan Co., American Journal of International Law, Vol. 23 April 1928, p. 496)。

この論稿は1928年の国際連盟モデル租税条約については検討をしていないが、1927年の専門家会議案までを範囲として言及している。セリグマンは、この論稿において、当時採用されていた人税と物税を分析して、人税、準人税、混合税、物税という区分をしている (この詳細は矢内一好『国際課税と租税条約』ぎょうせい 1992年, 61頁参照)。キャロルによれば、この分類は、利益説と能力説の観点から分析され、経済的帰属原則を適用することで、課税権の対立を取り除いたという評価である。

ロ 第一次世界大戦の影響

期間	第一次世界大戦は、1914年7月28日～1918年11月11日
戦勝国	主たる戦勝国は、英国、仏国、米国、日本、イタリア
敗戦国	ドイツ、オーストリア等
中立国	オランダ

ハ 関連事項

最初の租税条約	1843年ベルギー・フランス間の二重課税に関する条約 ³⁾ 、本格的な租税条約は1899年署名のオーストリア・ハンガリーとプロシヤ間の所得税租税条約 ⁴⁾
人税・物税	米国、英国、ドイツ（人税）、フランス、イタリア（物税）
課税の根拠	能力説と利益説の対立
各国の所得税	米国：1913年法 英国：1842年法 ドイツ：1891年プロイセン一般所得税 フランス：1914年（ルヌールの所得税） オランダ：1892・1893年一般所得税
外国税額控除	・米国：1918年法（直接税額控除・間接税額控除）、1921年法（所得税法に控除限度額導入：一括控除限度額）：アダムスが主導 ・英国：1916年財政法（植民地との二重課税調整） 1920年（財政法により英連邦内税額控除制度を導入） 1950年（外国税額控除制度導入）
英国・国際税務 関連判例	・The Calcutta Jute Mills（1876） ・De Beers v Howe（1906）
Georg Schanz ⁵⁾	・1892年「納税義務の問題について」 経済的帰属：課税権の範囲決定の基準として最適（定義）共同体に対する何らかの経済的結びつきが存在する

3) Seligman, Edwin R.A., Ibid., p. 53.

4) Carroll, Mitchell Benedict, "The Historical Development of Income Tax Treaties", in Income Tax Treaties by Jon E. Bischel, (Practice Law Institute) 1978.

5) 谷口勢津夫「モデル租税条約の展開（一）—租税条約における「国家間の

ニ 二重課税に対する特別な措置⁶⁾

設けていない国	カナダ, インド, 英領コロンビア, スイス, デンマーク, ドイツ (プロシヤの旧所得税)
設けている国	日本, 英国, 米国, オーストリア, ハンガリー, オランダ, ニュージーランド, タスマニア, ニューファンドランド

ホ 各国の措置⁷⁾

米国	・市民 (外国税額控除) ・外国人 (相互免税)
タスマニア	1901年 (豪州の州となる) 外国税額控除
ニュージーランド	英国植民地から所得を免税
ニューファンドランド	1949年まで英国の植民地 (自治領) 英国, 米国, カナダ所得免税
オランダ	植民地からの所得免税
オーストリア	国外所得の相互主義 (有体動産等)
日本	居住外国人の国外所得免税
ドイツ	・1870年 (連邦内の二重課税回避の法律) ・1909年 (連邦内二重課税は住所地の課税となる)

公平」の考察一」(『甲南法学』第25巻第3・4合併号, 1985年3月。なお、シャンツ教授の経歴については、武田公子「ゲオルグ・シャンツと『フィナンツアルヒーフ』誌」『財政学研究』(1989)に詳しい。また、国際的二重課税に言及した初期の論文としては、神戸正雄「重複課税の本質」『経済論叢』第22巻第1号, 1926年, 神戸正雄「国際課税の主義論争」『経済論叢』第22巻第2号, 1926年がある。

6) 黒田英雄「国際二重課税問題について」『国際租税協定関係の参考資料』所収, 1951年5月89頁。

7) 同上 9-11頁。

(3) 国際連盟租税委員会小委員会からの諮問事項

イ 諮問事項

以下は、1922年3月に4名の経済学者に対する租税委員会小委員会からの諮問事項である。

- ① 二重課税の経済的効果について、(a)負担の公平な分配の観点から、(b)経済的交流と資本の自由な移動の障害となる観点から、国際的二重課税と一般に二重課税となるタイプのケースとの異同
- ② 二重課税の弊害を除去する国際的条約の基礎として一般原則の制定は可能か。この種の条約は、緊急に必要な特定の国間の条約が締結されるのか。後者の場合、そのような特殊な条約は、一般的な条約の範囲に含まれるのか。
- ③ 独立国家間或いは連邦政府内のいずれかで二重課税を回避するための現行の取り決めの原則が新しい国際条約に適用可能か。
- ④ 国際条約とは別に、国内法を訂正することで救済方法が見いだせるのか、或いは可能であればその救済の範囲はどの程度か。
- ⑤ 二重課税排除の条約は、その不正使用防止のための国際的な統制をどの程度確立できるのか。

ロ 報告書の構成

序論
PART I：国際的二重課税の経済的影響
PART II：国際的課税の競合を統治する一般的な諸原則
第1項：概要
A：課税の根拠
B：経済的帰属の諸要素
第2項 経済的帰属と課税の適用上の富の分類
PART III：諸原則の適用
第1項：二重課税排除のための4つの一般的方法
第2項：相続税及び財産税への適用
第3項：所得課税への適用
補遺：利得の配分

ハ 報告書作成段階における対立軸

報告書に関する研究は、筆者の知る限り、谷口勢津夫甲南大学助教授(当時)による「モデル租税条約の展開(一)―租税条約における「国家間の公平」の考察―」(『甲南法学』第25巻第3・4合併号, 1985年3月:以下「谷口論文」という。)が最初で、次に、拙著『国際課税と租税条約』(ぎょうせい 1992年)である。谷口論文及び拙著では、報告書の委員の氏名、所属の記載があるのみである。なお、報告書の序論において、four experts という表現があることから、当時著名な経済学者に国際連盟が委嘱したということになる。

この4名については、国際連盟財政委員会が1922年3月に依頼し、会議を開催したのが1923年3月14日～16日である。その間1年間あり、いわゆる準備期間があったことになる。国際連盟財政委員会は、単に著名であるという理由だけでこの4名に依頼をしていないと推測できる。

まず、年齢構成として、セリグマンが62歳で、他の3名は40代である。また、各国の所得税の特徴としてという点では、一般所得税の国(米英)と分類所得税(伊)に分かれる。

委員のリーダーとなるセリグマンは、コロンビア大学の教員になる前に、ドイツ、フランス等に留学の経験があり、多言語による意思疎通ができたこと等もリーダーとなる要素であったものと思われる。そして、スイスに留学当時、スイスの租税について研究を行っていたドイツのシャンツと交流があった。セリグマンの時代の米国の財政・経済学者のほとんどは、ドイツを中心として留学経験があり、ドイツ歴史学派の影響を受けている。理論研究においてシャンツの「経済的帰属原則(economic allegiance)」をベースに採用しているのも、このような背景があったものと思われる。

当時の所得税の課税の根拠としては、利益説と能力説が対立関係にあ

り、国際税務の領域においてこの対立をどのように調整するのかという問題もあった。

さらに、第一次世界大戦終了後、債権国（米国・日本等）と債務国（英仏独等）という関係があり、債権国では、債務国における利子課税を問題視しており、国際的二重課税の排除方法にも、外国税額控除を採用する米国と、源泉地国を免税として居住地国課税のみを主張する英国等、多種に分かれているのが当時の状況であった。

ニ 小 括

ここまでの検討の結果として、報告書では、国家間の負担の公平と経済的交流の促進を促す新たな課税原則の確立を背景にして、「課税原則の創設」と「各種対立軸の調整」という2つのテーマが、報告書の課題であったといえる。

国際連盟側は、確かに著名な経済学者に依頼したのであるが、「各種対立軸の調整」という側面も考慮されて、委員各位の置かれている状況等が勘案された任命となっている。したがって、単に「著名な」経済学者に依頼したという単純な理由ではないものと思われる。

当時の各国の税制（人税である一般所得税と物税である分類所得税）の相違、国際的二重課税の救済方法の相違、初期的状況にある租税条約等、各国間の相違は大きく、かつ、国際税務における共通認識の欠如という状態であった。例えば、国際税務の課税要件である恒久的施設原則（PE原則）は、国際連盟モデル租税条約を通じて、国際的コンセンサスとなるが、報告書はその前段階の各国の税制等の対立期であり、このような状況をどのように収斂させるのか、国際税務における共通認識をどのように醸成するのが当時の大きな課題であった。

(4) 国際連盟モデル租税条約までの経緯とモデル租税条約

国際連盟 (League of Nations) は、第一次世界大戦後の講和条約において、当時の米国大統領ウィルソンの提案により1920年に設立されたが、米国上院がモンロー主義を主張したため加盟できなかった。ドイツは、当初、敗戦国であるため、加盟が認められなかったが、1926年に加盟している。日本は、1933年に満州事変を契機に脱退している。1920年から1926年までの間、国際連盟事務局次長は、新渡戸稲造であったが、1927年以降は、杉村陽太郎に代わり、同氏は1933年の脱退までこの職にあった。

以下の年表は、報告書以降の国際連盟モデル租税条約作成までの動きである⁸⁾。この間の動向としては、国際商業会議所と各国の立法当局の専門家から構成された「専門家会議」が並行して活動を行っていることである。これらの動向は整理すると以下ようになる。

経済学者グループ	報告書作成の4名の経済学者 (セリグマン, スタンプ他)
国際税務実務者グループ (国際商業会議所等)	アダムス (州税及び連邦税法の立法に参画した経歴), Mitchell Benedict Carroll 弁護士 (1933年に亡くなったアダムスに代わり、事業所得課税において「独立企業の原則」の創設と1932年署名の米仏租税条約の締結に貢献)
専門家会議グループ	国際連盟の専門家会議に出席した各国の立法当局者

(5) 第1 検討課題 (経済的帰属原則の導入の背景)

イ 2つの経済的帰属原則

報告書において、経済的帰属原則 (economic allegiance) が国際的課税の

8) 黒田英雄「二重課税及び脱税防止に関する政府専門家会議について」『国際租税協定関係の参考資料』所収, 1951年5月25-32頁。1928年国際連盟モデル租税条約の沿革については、Jogarajan, Sunita, "Double Taxation and the League of Nations" Cambridge University Press, April 2018. が詳しい。

競争を統治する原則として採用されている。

検討課題は、報告書作成に従事した4名の経済学者の誰がこの原則の導入を提唱したのかということと、その内容である。ここでは、導入の背景に絞って検討するが、デジタル課税における課税権の配分に経済的帰属原則を絡ませた論文も出現していることから⁹⁾、このことは、歴史研究だけではなく、現代における問題点とも関連することになる。

報告書にこの原則の導入を提唱したのは、セリグマンであることは、ほぼ明らかである。このセリグマンの主張は、スタンプとブルインに了承されたのであるが、その主張がそのまま報告書に反映されたわけではない¹⁰⁾。

報告書にセリグマンが経済的帰属原則を持ち込んだことは、Jogarajanの論文（以下「書簡分析論文」という。）において示されているが、この論文では、経済的帰属原則がセリグマンの創出したものであるか否かという点には、言及していない。

経済的帰属原則がドイツのシャンツの説であることを論証しているのが、前出の谷口論文である。シャンツ→セリグマン→報告書という経済的帰属原則の伝播の沿革において、シャンツが提唱し、セリグマンが継承した経済的帰属原則（以下「原案」という。）と報告書の同原則（以下「修正案」という。）では、異なる内容となっている。すなわち、シャンツの提唱した経済的帰属原則、いわゆる原案と、報告書の同原則は修正案ということになる。この変遷は、谷口論文と書簡分析論文を併せて読むことで理解できる。

9) Li, Jinyan Bao, Nathan Jin and Li, Huaning (Christina), "Value Creation : A Constant Principle in a Changing World of International Taxation" canadian tax journal, No. 67, 2019, p. 4.

10) Jogarajan, Sunita, op. cit., p. 389.

ロ 原案と修正案の概要

原案では、課税権の範囲決定については、国籍帰属、源泉地帰属、居住地帰属と経済的帰属が検討対象となり、最終的に経済的帰属が最適という判断が示されている¹¹⁾。

原案は、人と居住地或いは源泉地との経済的な結びつきを意味するもので、本質的には、デジタル課税においてOECDの主張しているネクサス原則に類似したものがあるが、ネクサス概念は、事業利得課税におけるPE概念のアンチテーゼとして位置づけられることから、両者の背景は同一とはいえないが、考え方は類似している。

国際課税において、課税権の配分として機能する原則（以下「課税権配分原則」という。）と、課税権配分原則により課税管轄権において課税対象とする所得の範囲を決定する原則（以下「所得範囲決定原則」という。）が2つの要素である。

原案は、この2つの原則の混合体という内容であり、居住地国と源泉地国の場合、前者が4分の1、後者が4分の3ということになっている¹²⁾。

報告書のPART I（国際的二重課税の経済的影響）の草案は、英国の税務官僚であるW.H. Coatesの覚書（海外投資における二重課税の効果）を下敷きにしたスタンプ案である¹³⁾。

PART II（国際的課税の競合を統治する一般的な諸原則）については、スタンプ案とセリグマン案が出されたが、最終的にセリグマンの経済的帰属原則が採用され、セリグマンは、シャンツの提唱した分数に基づく按分を提唱した。しかし、報告書では、源泉地国と居住地国のいずれかに振り分け

11) 谷口 前掲論文88-93頁。

12) 同上 91頁。

13) Jogarajan, Sunita, *op. cit.*, p. 376. セリグマンにこの覚書は送付されて評価されている (Ibid., p. 379)。

ることになった。すなわち、セリグマンはシャンツの説（原案）に従ったのであるが、スタンプとブルインに修正（修正案）されたのである。

OECDによるデジタル課税に関する中間報告（Tax Challenges Arising from Digitalisation: Interim Report 2018）は、1923年の報告書委員会で議論された富の発生地原則（origin of wealth principle）を重視している（中間報告パラ378）。100年を経て、デジタル課税問題は、国際間に課税権の配分という1920年代と同質の議論に戻ったのである。

1923年の委員会では、経済的関連性原則のうちの4つの側面、①富の発生、②富の所在地、③富の管理、④富の消費地（住所）のうち、①と④が重視され、所得の発生した源泉地国と納税者の住所のある居住地国で所得を区分することが適切という結論に至ったのである。

（6）第2検討課題（セリグマンとスタンプの対立軸）

イ 報告書における二重課税排除方式（その1：外国税額控除）

報告書では、米国が1918年法により導入した外国税額控除を参考にして¹⁴⁾いるが、1918年法の外国税額控除は控除限度額の規定がなく（1921年法で整備）、源泉地国で高率な課税を受けると居住地国で納付税額が生じないと批判された。

ロ 報告書における二重課税排除方式（その2：源泉地国免税方式）

報告書では、源泉地国は税収の減少になるが、外国からの投資が増大すると分析するが、所得の発生を課税要件とする分類所得税制の国は難色を示すとしている。

ハ 報告書における二重課税排除方式（その3：居住地国と源泉地国に租税を分割する方式）

14) Seligman, Edwin R.A., Essays in taxation, New York: A. M. Kelley (reprint) 1969, p. 135.

英国本国と自治領との間で行われている方式であるが、分割する比率の決定が困難である。

ニ 報告書における二重課税排除方式（その4：居住地国と源泉地国に所得を分割する方式）

源泉地国が、不動産所得、不動産に関連する動産（農機具、家畜、機械）を課税し、居住地国は、法人株式、債券、事業用債権を課税し、居住地国は外国税額控除を行うと共に、その他の所得も課税する。

ホ 報告書の結論

報告書は、源泉地国免税方式が最も実務的な方法としている。

ヘ 英米の二重課税排除方式

当時の英国における国際的二重課税の調整方法は、以下のとおりであった¹⁵⁾。

1919年から1920年にかけて検討された王立所得税委員会（Royal Commission on the Income Tax）に係る報告書では、英帝国内における二重課税の検討に関する事項は、王立所得税委員会より委託を受けた小委員会において検討され、その報告書は付属書I（以下「付属書」という。）として添付されている。

英帝国内における二重課税については、この報告書に先立って、1917年に開催された帝国戦争委員会（Imperial War Conference）において英国本国と海外の英帝国の海外領土の双方で事業活動或いは投資活動を行う場合について当時の税法の検討を提唱している（付属書パラグラフ6）。

このような国際的二重課税に関して、外国及び海外領土で納付した所得について、英国本国ではこの税額を損金算入とすることを原則としたが、英国において適用される所得税率が17.5%を超える者の場合、次の①又

15) 矢内一好『英国税務会計史』中央大学出版部 2014年106-107頁。

は②のいずれか少ない金額の還付を受けることができた（付属書パラグラフ10）。なお、この下記の規定は、1916年財政法第43条に規定されたものである。

- ① 所得税率が27.5%を超える部分の金額
- ② 海外領土における所得税の税額

例として、英国居住者がオーストラリア源泉所得を取得した場合、オーストラリアにおける納付税額を当該源泉所得から控除した金額に英国の税率を乗じて税額を計算することになる（付属書パラグラフ11）。

二重課税の排除に関する理論として、小委員会のメンバーであったスタンブは、源泉地国においては応益課税（benefit principle）であることから比例税率で課税し、居住地国は応能課税（according to ability）であることから累進税率が望ましいという考えを示している（付属書パラグラフ24）。

また、英国では内国歳入委員会副議長（Deputy Chairman of the Board of Inland Revenue）で、国際連盟の専門家会議グループの英国代表であったパーシー・トンプソン（Sir Percy Thompson）は、居住地国のみでの課税として源泉地国が課税を行わなければ、国際的二重課税は生じないという意見を述べていた¹⁶⁾。

他方、セリグマンは、上述した英国における二重課税排除方式に同意していない。当時、米国は外国税額控除方式を採用していた。米国が外国税額控除を創設したのは、1918年法で、控除限度額は1921年法である¹⁷⁾。

16) Avery Jones John F., "The History of the United Kingdom's First Comprehensive Double Taxation Agreement" *British Tax Review*, No. 3, 2007.

17) Seligman, *op. cit.*, pp. 114-142. この本は、報告書と同時に出版されたものではないが、セリグマンの見解を知ることができる。なお、米国における外国税控除創設については、事務方としてのアナベル・マシューズ（Annabel Matthews: 1883-1960）の存在がある。彼女は、1914年に内国歳入局に就職し、1921年には弁護士資格を取得している。マシューズは外国税額控除の専

(7) 書簡分析論文の記述

国際連盟が報告書作成を1921年9月に起案し、4名の経済学者に正式依頼するのが1922年3月であるが、セリグマンとスタンプの間の書簡往来は、正式依頼の前から始まっている(1921年11月セリグマン発信、1922年2月スタンプ返信)。この両者は、上述の書簡以前から親交があり、セリグマンは、スタンプの国際税務に関する業績を高く評価している¹⁸⁾。

セリグマンとスタンプの間では、スタンプは、理論的側面から分析をするセリグマンとの調整を図りながら報告書草案を作成し、プルインにもこれを開示して検討している。

報告書の当初の提出期限は1922年8月(正式依頼から5か月)であったが、スタンプ案は1923年2月になった¹⁹⁾。なお会議日は、1923年3月14日～16

門家としてアダムスの助手として1928年の国際連盟会議に参加している。マシューズは、1914年から1925年までIRSの前身である内国歳入局に勤務し、その間に弁護士資格を取得したことで、内国歳入局で弁護士の知識を生かした仕事をしている。そして、1930年から1936年の間、現在の租税裁判所の前身であるUnited States Board of Tax Appealsに女性として初めての裁判官になっている。以上の履歴からも明らかのように、1918年歳入法により外国税額控除を創設したときに、マシューズは事務方としてその作業に従事したものと推定できる。その立法を通じてマシューズは外国税額控除の専門家になったものと思われる。

- 18) スタンプは、1920年の英国の王室委員会(Royal Commission on the Income Tax)の活動及びその後の税務官僚(W.H. Coates)作成の覚書に係る討論、経済学者への諮問事項を起案した英国の税務官僚(Sir Basil Blackett)との交流等、報告書作成の骨組み(特にPART I: 国際的二重課税の経済的影響)に貢献している。覚書を作成したW.H. Coates氏は、スタンプの紹介により以前に米国に滞在しセリグマンと交流があった。
- 19) この遅れの原因は、英国において同国の大手企業の不正による損失計上問題があり、スタンプがこの調査に関与して健康を害したからである。また、1922年9月に専門家会議が設定され、1923年3月にICCのローマ総会があり、セリグマンは、これらの代表と意見交換をするまでに合意することが必要であると示唆したのである(Jogarajan, Sunita, op. cit., p. 385)。

日で、報告日は、1923年4月5日である。

報告書のPARTⅢ（諸原則の適用）第1項（二重課税排除のための4つの一般的方法）では、スタンプ案にある第4の「居住地国と源泉地国に所得を分割する方式」（以下「所得分割方式」という。）を除外することが検討された。同教授は、源泉地国免税方式を提唱していた。セリグマンは、第4の方式も記載することを認めると共に、源泉地国免税方式は多くの国がこれを認めないであろうと述べている²⁰⁾。セリグマンは、経済的帰属原則との整合性から「居住地国と源泉地国に所得を分割する方式」を推奨した。しかし、実行可能性の観点から報告書は源泉地国免税方式を採用したのである。

源泉地国免税方式を主張したスタンプがジュネーブを離れてから、セリグマンとブルイン教授が報告書の主張を源泉地国免税方式から、所得分割方式に移行させたが、結局は、実務における実行可能性の観点から源泉地国免税方式となったのである。

(8) 第3 検討課題（セリグマンとアダムス）

イ アダムスの略歴

アダムスは、1873年誕生で1933年に60歳で逝去している。1911年から1915年の間、ウィスコンシン州税の立法等に参画。1916年にエール大学教授に就任。1917年から1933年まで財務省顧問として、1918年法における外国税額控除、1921年法における控除限度額の創設、1932年署名の米仏租税条約締結等で活躍した。

本稿では、セリグマンは経済学者グループという理論家であり、アダムスは、国際税務実務者グループ（国際商業会議所等）として、2人の活動履

20) Ibid., p. 387.

歴から区分している。

国際連盟モデル租税条約の作成では、1927年1月5日から12日開催の専門家委員会ジュネーブ(第7回会議)米国代表(アダムス)となったが、実際は第8回会議から参加し、国際連盟モデル租税条約1bについて、米国のアダムスの提案により投資所得の源泉地国免税を主張し、例外規定である脚注等の削除を提言した。

この専門家会議の第8回には、商務省租税班主任として、キャロルが参加しており、1930年代の国際連盟における活動はアダムスからキャロルに移るのである。

ロ 2つの論文

セリグマンと上述したアダムスの業績を比較した2つの論文がある。

アダムスの功績を高く評価する一方、セリグマンの功績を低く評価しているのが、アダムスのエール大学の後輩にあたる Graetz, Michael J., O'Hear, Michael M の論文(以下「第1論文」という。)であり²¹⁾第1論文の内容に批判的な内容の Avi-Yonah, Reuven S. の論文(以下「第2論文」という。)²²⁾がある²³⁾。

21) Graetz, Michael J., O'Hear, Michael M., "The original intent of U.S. international taxation" *Duke Law Journal*, Vol. 46, 1997.

22) Avi-Yonah, Reuven S. "All of a Piece Throughout: The Four Ages of U.S. International Taxation" *Virginia, Tax Review*, Vol. 25 No. 2, 2005, pp. 313-38.

23) アダムスは、ドイツ歴史学派の影響を受けていた経済学者リチャード・イーライ(Richard T. Ely, 1854-1943年)が教授をしていたウィスコンシン大学の出身であり、セリグマンが1913年に設立し会長となった National Tax Association の会長に1922年に就任している。また、アダムスは、コロンビア大学における連続講義に基づいて編纂された *The Federal Income Tax*, (Haig, R.M. ed., Columbia University Press, 1921) にも論文を掲載している。ただし、学究派であるセリグマンと州税及び連邦税の立法等に携わったアダムスでは、活動履歴に相違があるということである。

第1及び第2論文の筆者以外に、米国のプライス・ウオーター・ハウス会計事務所の会計士で米国の会計原則制定に貢献したメイ会計士（George O. May）の論文がある²⁴⁾。メイは、1926年5月17日から22日に開催された専門家委員会ジュネーブ（第6回会議）にICC米国委員会委員として陪席している。専門家委員会は、4名の経済学者による報告書を高く評価し、これを基礎に二重課税から救済するための租税条約の原則を検討し、それが1925年専門家委員会ジュネーブ（第5回会議）素案に反映している、とメイは記述している。さらに、専門家委員会ジュネーブ（第5回会議）素案について国際商業会議所（アダムスが座長）は素案に同意している。

第1論文（1997年公表）は、1923年報告書がセリグマン主導で作成されたという認識を示しているが、前述した書簡分析論文（2013年公表）で示されたスタンプが報告書の骨格を作り上げたことに触れていない。また、報告書で採用された経済的帰属原則が1927年の専門家会議で言及されていないこと等から、セリグマンの貢献を低く評価している²⁵⁾。

第2論文（2005年公表）は、第1論文公表後8年、書簡分析論文公表前8年という時期に公表されている。第2論文は、アダムスの業績を過大視し、セリグマンの功績を低く評価しすぎていると述べている²⁶⁾。

第2論文の筆者は、セリグマン等の所説により、財産課税（personal property tax）から所得税に国内法が移行することで、利益説（benefits）から能力説（ability to pay）に租税の根拠説が変化したが、能力説は国際税務になじまないとしている²⁷⁾。しかし、第1論文がアダムスの利益説を評価

24) George O. May, "Double Taxation" (1926) (published in *Twenty-Five Years of Accounting Responsibility 1911-1936*, reprinted by Tokyo: Yushodo, 1971.

25) Graetz, Michael J., O'Hear, Michael M., op. cit., p. 1079.

26) Avi-Yonah, Reuven S., op. cit., p. 315.

27) Ibid., p. 317.

しているのに対し、第2論文では、アダムスが源泉地国免税方式を提唱していない理由として、同教授が外国税額控除を提唱したことを指摘している²⁸⁾。さらに、第1論文は1923年報告書を低く評価している点も、第2論文は批判している。

(9) ま と め

1923年報告書が、その前例としていくつかの租税条約の実例があったとしても、人税と物税、債権国と債務国、国際的二重課税排除方式の導入国と未導入国、多様な国際的二重課税排除方式等の対立点があり、かつ、国際税務における課税権の配分となる原則が確立していない状況下において、国際連盟の依頼を受けて報告書を作成した経済学者の功績は評価すべきものがある。報告書により確立した原則により、専門家会議及びICCにおいて具体的な議論が活性化したことは事実である。

報告書の後に、専門家会議が租税条約案を作成し、1930年代には、キャロルの活躍により、国際的所得配分原則が確立するが、その出発点は、1923年報告書であるといえる。

28) Ibid., p. 318.